

令和6年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運動実施期間	<u>令和6年12月6日(金)～令和6年12月15日(日)</u> <u>令和7年1月8日(水)～令和7年1月17日(金)</u>
交通指導取締隊出発式	<u>令和6年12月6日(金) 午前9時～県庁正面玄関</u>
一斉街頭指導日	<u>令和6年12月6日(金)・令和7年1月8日(水)</u>

【重点目標】

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・妨害・暴走運転の根絶
- 3 自転車等の安全利用の促進
- 4 歩行者の保護

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互に連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある住民参加型の運動を行うとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し実践されるように努めます。

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を行う。

1 こどもと高齢者の交通事故防止
(1) こどもの交通事故防止 ・通学路等における「思いやり運転」の励行 ・子どもが正しい交通ルール・マナーを身につけるための交通安全教育 (2) 高齢者の交通事故防止 ・高齢者に対する「思いやり運転」の励行 ・反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進 ・横断歩道の利用など、安全な横断方法に関する広報啓発 ・加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育
2 飲酒・妨害・暴走運転の根絶
(1) 飲酒運転の根絶 ・交通事故被害者等の声を反映した広報啓発、交通安全教育の推進 ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や、ハンドルキーパー運動などの促進 ・安全運転管理者・運行管理者等による運転者の酒気帯び有無の確認 (2) 妨害・暴走運転の根絶 ・妨害・暴走運転等の危険性や「思いやり・ゆずり合い」運転の必要性についての広報啓発の推進
3 自転車等の安全利用の促進
(1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保 ・ヘルメット着用の必要性・効果の理解促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進 ・自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進 ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進と自転車の点検整備の推進 (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底 ・「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進 ・信号の遵守、無灯火・飲酒運転の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進 ・スマートフォン等の使用による片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底 (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 ・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及びヘルメット着用を促す取組の推進
4 歩行者の保護
(1) 運転者の歩行者等保護意識の向上 ・歩行者等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け ・歩行者優先意識の徹底を始め、安全運転意識及び態度を向上させる交通安全教育や広報啓発の推進 ・横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の徹底 (2) 正しい横断方法の徹底 ・道路横断時に明確な横断意思を表示するなど、「安全な横断方法」に関する広報啓発等の推進 ・道路横断時に停止してくれたドライバーに歩行者から感謝の意を示す、「あいさつ県民運動」の推進